

市民まちづくりプラザ指定管理業務仕様書

1. 趣 旨

本仕様書は、市民まちづくりプラザにおいて、指定管理者が行う業務（以下、「指定管理業務」という）の具体的内容及びその範囲について定めることを目的としています。

また、募集要項やこの仕様書に規定のないものについては、その都度市と協議の上、管理運営にあたるものとします。

2. 施設維持管理業務 【市の義務付ける業務】

- (1) 施設内及び周辺の美化及び安全確保
- (2) 器具等の点検及び簡便な補修、消耗品等の管理
- (3) 利用者の安全確保
- (4) 施設への問い合わせ、要望、苦情処理業務
- (5) 施設内塵芥の収集など廃棄物処理
- (6) 施設内の清掃
- (7) その他、施設の維持管理に関すること。実施にあたっては、市と随時協議のこと。また、必要に応じてスワンホールの指定管理者と連携すること

3. 施設運営業務

※ 施設の運営には管理監督者及び事務員各 1 名以上を配置してください（詳細は様式第 6 号にご記入ください）。

(1) 市民活動の支援に係る業務 【市の義務付ける業務】

- ① NPO など、市民活動団体の設立及び運営に関する助言
- ② 市民活動を行う団体及び個人の登録受付（登録を完了した団体及び個人を以下、「登録団体等」という。）（※ 1）
- ③ 登録団体等に対する会議スペースの提供（※ 2）。
- ④ 市民へのまちづくり情報の提供
- ⑤ 登録団体等への設備・備品等の使用方法の説明指導

※ 1 市民まちづくりプラザの設置目的に合致した活動内容で、市内に事務所を有する、若しくは市内で活動する市民活動を行う団体及び個人が登録申込書を提出することによって、市民まちづくりプラザに登録させることができます。登録団体等は以下の通り取り扱うものとします。

- ◆ 団体運営に関する書籍を利用することができる。
- ◆ 作業室（主に印刷作業用）を使用することができる（有料）。（※ 3）
- ◆ グループロッカーを利用することができる（有料）。（※ 3）

※ 2 会議スペースは原則、ロビーの共用スペースを利用するものとする。ただし、登録団体等から個室での相談対応の希望があった場合には面談室を使用することができる。

※ 3 作業室、グループロッカーの利用については公民館に申し出を行うものとする。

(2) 施設の設置目的に合致した講座等の実施に係る業務 【提案される業務】

次の①～⑤に関し、様式第3号において応募団体の持つノウハウを活かした、効果的な事業をご提示ください。

- ① NPO など市民活動団体の運営支援に関する講座等の企画及び実施
- ② NPO など市民活動団体相互の交流や連携に関する講座等の企画及び実施
- ③ NPO など市民活動に携わる人材の育成に関する講座等の企画及び実施
- ④ NPO などと市との協働の推進に資する講座等の企画及び実施
- ⑤ その他、まちづくり活動に関する講座等の企画及び実施

(3) 庶務経理等に係る業務 【市の義務付ける業務】

- ① 予算決算等、施設の管理運営に係る経理事務
- ② 備品台帳の整備と管理
- ③ ホームページ等による情報発信、及び維持管理

(4) 事業実績集計に係る業務 【市の義務付ける業務】

- ① 施設の利用状況の日報・月報・年度別集計と市への報告
- ② 器具・備品利用状況日報・月報・年度別集計と市への報告

※年度報告は当該年度終了後1月以内に、月別報告は当該月終了後2週間以内に市に提出してください。

- ③ 翌年度事業計画書の提出

※毎年度10月末日までに翌年度の事業計画書を市に提出してください。

- ④ 利用者アンケートの実施及び管理運営状況報告書の提出

※利用者アンケートは随時来館者に対し実施し、管理運営状況報告書は毎年度上半期及び年度末時点までの状況を、所定の様式にて1月以内に提出してください。

(5) 職員の人事管理に係る業務 【市の義務付ける業務】

- ① 運営人員の配置計画の立案と実施
- ② 配置職員への必要な研修の実施

(6) その他 【市の義務付ける業務】

- ① 指定管理業務を行うにあたり、毎月定例会を実施する等で事業の進捗、施設の管理状況等について市と情報共有を図ること。また、状況の把握のために必要に応じて市からの状況確認に対して対応すること
- ② 上記の委託業務を実施する場合に限り、指定管理者の所有する車両の使用を認めます。
- ③ 指定期間の終了に関しては、本業務の引継ぎ等を行うこと
- ④ 運営にあたっては、個人情報の管理に留意すること
- ⑤ 市民活動支援を効果的・効率的に行うために、公民館、労働福祉会館、青少年センターと適切に情報共有、連携を行い、必要に応じて連携事業の実施も検討すること

4. 自主事業

指定管理者が市民まちづくりプラザにおいて、上に示した事業を妨げない範囲において、設

置目的に合致した内容の自主事業を行うことができます。実施にあたっては、事前に市に書面にて企画書等を提出し、協議を経た上で実施の可否を決定します。なお、自主事業に要する経費は指定管理者の負担とし、事業で得た収入は指定管理者の収入とします。